

山梨県公報

第二千六百四十七号

平成二十八年

十月三十一日

月 曜 日

目 次

○農用地利用配分計画の認可……………八六三
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………八六三

公 告

● 農用地利用配分計画の認可
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。
平成二十八年十月三十一日

一 農用地利用配分計画
山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所在	面積(平方メートル)
有限会社菅農塾マルニ	山梨市	甲州市塩山上井尻字子辻 四百八十二番	九六三
東條進	南アルプス市	南アルプス市曲輪田字小森八十三番一	七三三
農事組合法人 いずみそば組	北杜市	北杜市大泉町谷戸字西田 千八百六十三番	三九三

合				
雨宮勝三	笛吹市	笛吹市石和町八田字塚之越二百三十四番	九九九	
川部源太	笛吹市	中央市大鳥居字釜池四千五百五十五番一	三七二	
有泉泰彦	中央市	中央市高部字東林千四百二十一番一	一、〇八六	
田中久忠	中央市	中央市大鳥居字宇山平四千二百五十八番一	六二二	
株式会社アグリ甲斐	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町上野字矢作千七百四十八番外六筆	三、六二五	
農事組合法人 手打沢組合	南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町手打沢字栗林千二百六十七番一	一九四	

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部担い手・農地対策室に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日 平成二十八年十月二十四日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十八年十月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 都留市大原字大原十の一、十の三、十一の一、十二の一、十二の二、十三の一、十三の二、八十五、八十六、八十七の一、八十七の二、八十八の一、八十八の三及び水路の区域
二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路・公園・水路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 都留市上谷二丁目一番一号 都留市長 堀内 富久

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番